

番号：170590

国名：メキシコ

担当：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：(科学技術) 遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築 終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2018年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.73M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月12日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ① 業務実施の基本方針 13点
 - ② 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	メキシコ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

地球温暖化等の気候変動が顕著化する中、さまざまな生産条件に応じて、増え続ける世界人口への安定した食料供給を行うためには、遺伝資源の多様性確保及びその持続的な利用は重要である。メキシコは世界第5位の多様な遺伝資源を有する国であり、世界的にも重要性の高いメキシコ原産の植物遺伝資源が多数存在する。

メキシコ国内においても、遺伝資源の収集活動は1940年代より取り組まれてきたものの、保存施設の老朽化、管理の不足等によりその遺伝的多様性や保全に関する研究は主要作物（コムギ、トウモロコシ等）に限定されており、地域や現地特有の遺伝資源の保管理に関する研究は限られている。特に、熱帯種の種子の一部は乾燥や低温条件下で生き残ることはできず長期保存が困難であり、これらの種の持続的な利用のための多様性の評価及び効果的な長期保存法の確立に資する研究の実施が急務となっている。

メキシコ政府は、国家開発計画(2007年-2012年)において、遺伝資源の保存及び保護への取り組みを掲げ、国内の動植物、微生物資源を含めた遺伝資源の保存、保護、持続的利用を包括する国家遺伝資源システム(SINARGEN)を設立し、活動拠点となる国立遺伝資源センター(CNRG)をハリスコ州テパティトランに設置し、2011年5月より正式に活動を開始させたところである。

また、遺伝資源はエネルギーと同様、21世紀の戦略資源として認知され、多様な国際条約の中で法的事項が議論されている。生物多様性条約及び名古屋議定書においては、遺伝資源の国家主権の尊重が認知され、また遺伝資源から得られる知識や材料については、公正で衡平なアクセスと利益配分(ABS)が最大の課題となっている。ABSについてはメキシコに限らず、具体的な事例が少なく、事例構築による啓発及び各締結国による関連法整備の促進が期待されており、多様な遺伝資源を有するメキシコにおいて、適正な遺伝資源の移転や利用に係る体制の整備に貢献することは、その持続的利用の観点から我が国のみならず世界的にも意義深い。

上記の背景から、メキシコ政府は、メキシコ原産かつ地域的、国際的に経済的価値を有するものの、研究が立ち遅れている植物種6種を中心とした遺伝的多様性の評価及び長期保存法の確立、遺伝資源の国際利用に関する移転や利益配分のための戦略整備を目的とした科学技術協力を我が国に要請し、(科学技術)メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築(以下、「本プロジェクト」)が開始された。

本プロジェクトは、2013年8月から2018年8月までの予定で、メキシコ国立農牧林研究所(INIFAP)及びその下部機関である国立遺伝資源センター(CNRG)と筑波大学が共同で研究を実施している。

JICAは、2016年1月24日から2月13日までの間、中間レビュー調査団を現地へ派遣し、メキシコ側関係機関と合同でプロジェクトの活動進捗状況及び成果の確認を行い、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から評価結果をまとめた。中間レビューでは、プロジェクトは、計画通りに進捗しており、各研究の成果は達成されつつあることが確認された。

今回実施する終了時評価調査では、プロジェクト終了後の自立発展性に重点を置き、残りの協力期間における対応方針について検討し関係者に提言することを目的とし、メキシコ側評価団と合同評価調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続き及び地球規模課題に対する科学技術事業の趣旨・目的・制度概念を把握の上、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017年10月上旬～2017年11月中旬)

- ① 既存の文献、報告書等(中間レビュー合同評価報告書、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、各種調査結果報告等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成し、JICAからのコメントを得たうえで完成させる。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 上記の評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、メキシコ国立農牧林研究所(INIFAP)国立遺伝資源センター(CNRG)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。
- ④ 日本側研究代表機関である筑波大学関係者へヒアリングを行い、調査データを整理する。(10月中～下旬にJICA担当職員が同行し、筑波大学を訪問予定。)
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年11月中旬～2017年12月上旬)

- ① JICAメキシコ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価調査の評価手法について説明を行う。
- ③ 上記(1)②で作成した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、活動プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 上記③で収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 文献調査及び上記③及び④で得られた結果を総合的に判断し、他の調査団員及びメキシコ側評価団とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)を作成する。
- ⑥ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑦ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAメキシコ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年12月上旬～2017年12月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます。経路は以下の通り。

【国際線】

日本⇄メキシコ直行 または 日本⇄ロサンゼルス/ヒューストン/アトランタ/サンフランシスコ/ダラス/トロント/バンクーバー経由メキシコ

【メキシコ国内線】

メキシコシティ⇄グアダハラ直行（プロジェクトサイトの最寄空港）

本業務従事者は、JICA調査団の現地到着前と到着後、2回に渡り、プロジェクトサイト(テパティラン)で調査を実施するため、メキシコ国内線は、2往復分を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地での業務期間は、2017年11月12日から12月3日までを予定しています。本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下の通りです。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 協力企画 (JICA)

(ウ) SATREPS 評価 (独立行政法人科学技術振興機構 (JST)) *

(エ) SATREPS 評価 (独立行政法人科学技術振興機構 (JST)) *

(オ) 評価分析 (本コンサルタント)

*本プロジェクトは科学技術協力であることから、JICA職員とほぼ同日程で独立行政法人科学技術振興機構 (JST) から参团予定。

③ 便宜供与内容

JICAメキシコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じ、英語⇄西語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報

(<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200548/index.html>)

・詳細計画策定調査報告書

(http://open.jicareport.jica.go.jp/840/840/840_615_12115291.html)

・プロジェクト事前評価表

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200548_1_s.pdf)

② また以下の資料のコピーをJICA農村開発部・農業・農村開発第一グループ第二チーム (Tel 03-5226-8418) にて貸与します。

- ・プロジェクト定期報告書
- ・専門家報告書
- ・中間レビュー合同評価報告書

(3) その他

- ① プロポーザルの「業務実施の基本方針」においては、上記(2) 参考資料も参照頂き、本プロジェクトの状況を踏まえて、本調査において評価・分析のポイントとなると考えられる点も考慮のうえ、基本方針を記載願います。
- ② 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAメキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上